

令和2年5月22日

年度限定保育事業実施保育所
運営事業者 各位

横浜市こども青少年局保育対策課長

年度限定保育事業の登園自粛要請継続に伴う利用料（保育料）について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。
令和2年5月22日付こ保運第1217号「緊急事態宣言の解除後の保育所等の対応について」でお知らせしておりました年度限定保育事業での「利用料（保育料）について」、取扱いをお知らせします。

1 利用料（保育料）について

5月分と同様に、**6月分の利用料の徴収延期もしくは、すでに徴収済みの利用料の保護者の方への全額返金対応等、保護者の負担軽減に対するご協力をお願いします。**

なお、6月分の登園日数に応じた日割り分の利用料（保育料）との差額の還付についても4月・5月分と併せて第1四半期の補助金の支払い時（7月～8月）を予定しています。

2 登園自粛要請継続期間

令和2年6月30日（火）まで

※ 7月以降については改めて通知します。

3 各施設の皆さまにご協力いただきたいこと

(1) 5月・6月分の利用料（保育料）徴収時期について

恐れ入りますが、徴収については、**4月分の保護者差額分返金時**に併せて行っていただきますようお願いいたします。

(2) 保護者へのお知らせ文の配布について

感染リスクをできる限り低減させるため、**年度限定保育事業利用者**の保護者の皆様に対して、できる限り登園自粛に御協力いただくよう、お知らせ文を作成しましたので、お手数ですが、配布等による周知をお願いします。

※「登園状況確認表」及び事業者の皆様への依頼文「緊急事態宣言の解除後の保育所等への登園自粛要請の継続について（依頼）」は先に送られている「緊急事態宣言の解除後の保育所等の対応について」（こ保運第1217号）に添付されているものと同じです。認可保育所ご利用の方と同様の対応をお願いします。

(3) 登園日数の照会

「変更後の利用料（保育料）」を算定する際の基礎となる「実際の登園日数」を把握

するため、同封の「登園日数確認リスト」の記入し提出をお願いします。詳細は別紙の「登園日数確認リスト記入要領」をご確認ください。

なお、登園状況の把握のため、お手数ですが4・5月分の入力後保育対策課へ、いったん提出いただきますようご協力をお願いします。

- ・ 4・5月分提出〆切：6月5日（金）
- ・ 6月分提出〆切：7月7日（火）（第1四半期助成金請求時）

(4) 還付について

既に全額徴収している4月分の利用料（保育料）の保護者への還付分及び、5月・6月の保護者の日割り利用料を除いた保育料の還付分は、7月～8月の第1四半期補助金お支払い時に振込いたします。振り込まれましたら、保護者へ4月分の差額を返金いただきますようよろしくお願いします。

以下、前回（5月11日付「年度限定保育事業の登園自粛に伴う利用料（保育料）の日割り対応について」）の通知からの抜粋です。6月分の利用料の考え方は「5月分の考え方」と同じです。

【参考：4月、5月の還付額の考え方】

例：4月1日から年度限定事業利用開始、月額利用料 50,000 円の保護者の場合

	通常の利用料 (a)	登園日数に応じた 変更後の利用料 (b)	差額 (a - b) = 還付金額
4月	50,000	20,000	① 30,000
5月	50,000	40,000	② 10,000

① 4月分の考え方

対象期間外の4月1日～7日は登園の有無にかかわらず、登園日数として計上

（4月1日から在籍している場合は6日）

対象期間の4月8日～30日の間、登園した日数が4日

通常の利用料（50,000円）×登園日数（6日+4日=10日）÷25

=20,000円（変更後の利用料）

通常の利用料（50,000円）－変更後の利用料（20,000円）=30,000円（還付金額）

4月分については既に全額（50,000円）徴収しているので、保護者還付分として30,000円を園は市に請求し、保護者へ返金

② 5月分の考え方

対象期間の5月1日～31日の間、登園した日数が20日

通常の利用料（50,000円）×登園日数（20日）÷25=40,000円（変更後の利用料）

通常の利用料（50,000円）－保護者日割り利用料（40,000円）=10,000円（還付金額）

5月分については、利用料の徴収を延期しているので、4月分利用料の保護者への還付に併せて、保護者から40,000円を徴収。園が本来得る通常利用料との差額（10,000円）については、園が市に請求し、園の助成金となる。

【担当】

こども青少年局保育対策課
TEL 045-671-4469